

神戸市救急救命活動対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市救急救命活動対策事業実施要綱に基づき、救急救命活動対策事業（以下「事業」という。）を行う認定こども園及び認可保育園、私立幼稚園（以下「認定こども園等」という。）の在園児の突然の心停止などの不慮の事態に対し、迅速かつ適切に応急措置を実施できるよう、予算の範囲内において、それに必要な設備の賃貸借にかかる補助金を交付することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 次の各号に定める救急救命活動対策事業を実施する認定こども園等に対して、補助金を交付する。

- (1) 認定こども園等に設置する自動体外式除細動器(以下「AED」という。)について賃貸を行う者と認定こども園等との賃貸借契約に基づき賃借するものに係る経費(リース料)。
- (2) AED本体に限らず、付属品(パッド、バッテリー等)及び収納ボックス等、付随して必要となる備品のリース料(ただし、設置費用は含まない)。

(事業者の責務)

第3条 前条に掲げる補助金の交付を受けようとする事業者は、常にAEDが所定の性能を発揮できるよう必要なメンテナンスを実施すること。

また、認定こども園等職員は、必要な講習を受講する等、操作方法を習熟すること。

(補助金額)

第4条 補助金は第2条の事業を実施する事業者に対し交付するものとする。

- 2 補助額は月額リース料に2分の1を乗じて得た額。ただし、月額1,600円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限とする。

なお、補助については、認定こども園等及びその分園1箇所あたり1基までとする。

- 3 認定こども園等に設置する自動体外式除細動器(AED)についての賃貸借契約書に基づき、当該年度中の契約期間に応じた月数を基準に補助額を算定する。

(補助金の使途)

第5条 前条に定める補助金は第2条に定める経費に充てること。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、第2条に掲げる事業を実施後、当該年度の3月31日までに、神戸市長に対して神戸市救急救命活動対策事業補助金交付申請書(様式第1号)を添付書類とともに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付決定をし、神戸市救急救命活動対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第8条 前条第1項の通知を受けた事業者は、神戸市救急救命活動対策事業補助金交付請求書（様式第3号）を交付決定後、速やかに提出しなければならない。

(施行の細則)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。